

第3節 県産木材等の安定供給と需要拡大

木材は、再生産可能で加工に要するエネルギーが少ないなど人と環境に優しい素材であり、木材を有効に活用することが環境に負荷の少ない循環型社会の形成につながることであります。また、積極的な木材の利用により伐採、植栽、保育等のサイクルが円滑に循環し、林業の持続的かつ健全な発展が図られ、森林の多面的機能の発揮が確保されます。

県産木材の利用推進は、林業分野における「地産地消」の推進の主要な取組事項であり、地域の林業・木材産業の振興、地域の活性化に不可欠であるため、より一層の県産木材の利用推進に努めます。

さらに、近年の木材製品価格の下落や需要の多くを占める住宅着工戸数の減少は、木材産業に深刻な影響を与えており、商品開発や新たな需要の開拓、さらには木質バイオマスの有効利用にも努めます。

特用林産物（栽培きのご類、桐、木炭等）については、福島県特用林産振興基本計画^{*}に沿って、地域の特性を生かした競争力のある産地づくりを目指します。

※《福島県特用林産振興基本計画》
特用林産物を本県の農山村地域の活性化を担う重要な産業として位置づけ、地域の実情に応じた特用林産物の生産・流通・販売についての対策を総合的に推進するために、平成10年度（平成13年度改正）に県が策定した。



いわき木材流通センター（いわき市）

1 県産木材等の安定供給体制の整備

(1) 県産木材等の安定供給の推進

- 川上から川下まで*林業関係者の連携強化を図るため、流域林業活性化センターの活動支援を強化します。
- 林道、作業道の整備や地域毎の素材生産*システムに応じた高性能林業機械*の導入促進、さらに伐採ロット*の拡大と集約化を促進し、素材生産コストの低減に努めます。
- 市場機能の向上を図るため、原木市場においては剥皮施設やダイオキシン対策を講じた焼却施設の設置を推進するとともに製材業との連携強化に努めます。
- 需要者のニーズに対応するため、インターネット販売などの新たな取引形態の検討や木材情報管理システムなどの構築を進めます。

*《川上から川下まで》
林業においては、木材の流通の上流から下流ということで、木材の生産者（森林所有者、素材生産者）から木材の消費者（製材業者、木材加工業者、大工・工務店、消費者）までをいう。

*《素材生産》
森林を伐採し、枝を払い、玉伐り（木材を利用する長さに切断すること）し、丸太を生産すること。

*《高性能林業機械》
伐倒、枝払い、玉伐り、集積等の工程のうち、複数工程を処理する車両系機械の総称。

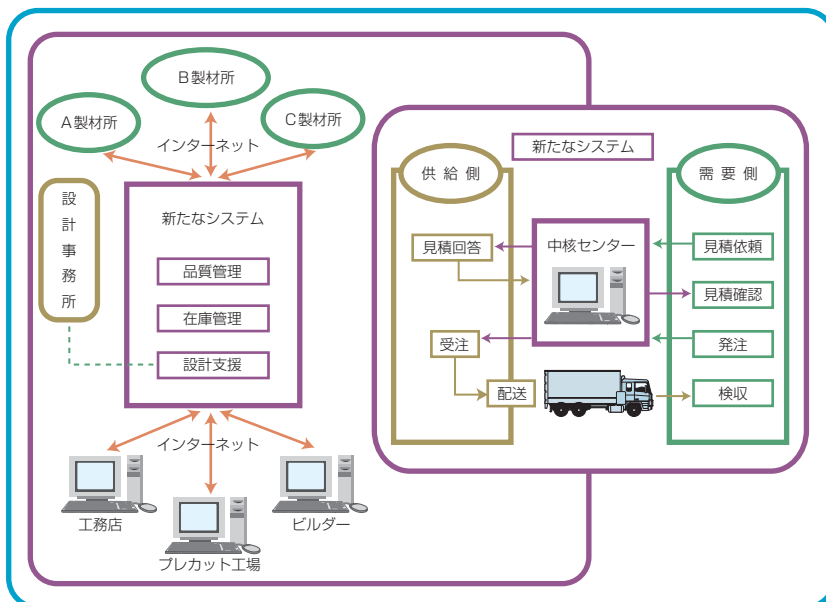
*《伐採ロット》
森林を伐採して木材を生産する時の量的なまとまりをいう。

指 標	現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
木材(素材)供給量 : 千m ³ /年 (うち県産木材(素材)供給量) : 千m ³ /年	1,530 (764)	1,680 (910)	110 (120)

指 標	現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
木材(素材)の生産性 : m ³ /人/日	3.4	3.8	112

指 標	現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
高性能林業機械 : 台	79	120	152

将来期待される木材流通の一形態



(2) 木材産業の基盤強化

- 地域の木材需要に即応できる安定した製品生産能力を確保するため、生産施設の更新等により、生産コストの低減と省力化を図り、生産体制の合理化を促進します。
- 集成材の県産材比率を高めるため、ラミナ*の生産コストの低減を図りながら、高次加工施設**等の整備を推進します。

指 標	現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
製材品の生産性 : m ³ /人/年	305	370	121

*《ラミナ（ひき板）》

集成材の一つの層を構成する木材のこと。一枚のひき板の場合と、ひき板などを縦継ぎ・幅はぎして一定の長さ・幅に集成接着したひき板の場合がある。

*《高次加工施設》

プレカットや集成材加工等のように、一度製材した木材をさらに加工し、より高度な製品をつくる施設。



㈱エイサップのプレカット工場（磐梯町）



県産木材を多用した桑折町地域交流センター（桑折町）

2 県産木材等の需要拡大

(1) 県産木材等の利用推進

- 住宅建設における県産木材の利用を推進するため、森林所有者や建築設計者、大工・工務店、消費者との連携による木造住宅供給体制の整備やリフォーム資材、間伐材等の商品開発に取り組めます。
- 公共施設の木造化・木質化を推進するため、ふくしま県産木材利用推進会議*等を通じて、担当部局や市町村との情報交換を図ります。
- 県民のニーズに応じた木材製品を提供していくため、インターネットを一層活用するなど、情報収集と情報発信の充実を図ります。
- 木材フェア等のイベントを通じて、消費者等に対し県産木材をPRし需要拡大に努めます。
- 青少年に対する木材の普及啓発活動の充実を図るため、親子木工教室や木工工作コンクール等を開催します。

*《ふくしま県産木材利用推進会議》
地産地消の理念に基づき、公共事業等における県産木材の利用促進を図るための推進組織で、知事部局7部2局及び教育庁、警察本部で構成されている。



福島県木造技術開発協同組合（フクモク）の木材をふんだんに使った住宅の開発（郡山市）

指 標	現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
木材（素材）需要量 : 千m ³ /年 （うち県産木材（素材）需要量） : 千m ³ /年	1,332 (582)	1,470 (700)	110 (120)

指 標	現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
公共施設における 単位面積当たりの 木材使用量 : m ³ /m ²	0.20	0.24	120



集成材を利用した霊山町地域交流センターの建設（霊山町）

(2) 県産木材等の品質向上

- 需要者のニーズに対応するため、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(品確法^{*})に適合した品質や性能が明確なJAS製品や県産ブランド材「とってお木^{*}」の供給を促進します。
- 乾燥材の供給能力を向上させるため、人工乾燥施設の整備に取り組むとともに、天然乾燥と併せた合理的な乾燥体系の確立を図ります。
- 取引や物流の効率化を図るため、品質性能が明確な木材製品の生産促進と併せ、品質性能に係る情報表示などを促進します。

指 標		現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
製材品における乾燥剤の生産割合	%	5	25	500

^{*}《品確法》

質の高い住宅を選びやすくし、取得後も安心して住めることを目的として平成12年4月に施行された法律で、以下の3つの柱で構成されている。

- 1 瑕疵(かし)担保責任期間の十年間の義務化
- 2 住宅性能表示制度
- 3 裁判外の紛争処理体制

^{*}《とってお木》



福島県産ブランド材の愛称で、ブランド材認証工場で、JAS規格より厳しい基準(含水率20%以下等)に基づいて生産された住宅資材用福島県産乾燥木材のこと。



磯いわき木材加工センターの木材乾燥施設(いわき市)



田村地方森林組合(ウッドミル田村)の製材品(常葉町)

(3) 木質バイオマスの利用推進

- 木質資源の有効利用を図るため、研究機関と連携を図りながら製材工場の端材・おが屑、林地残材等の利用を促進します。
- 製材工場等における木質バイオマスの熱源・発電への活用や地域のローカルエネルギーとしての活用を促進します。
- 再生木質ボード等や肥料、工業用原料等エネルギー利用以外についても活用を促進します。

指 標	現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
木質資源の有効利用量 千m ³ /年	312	370	120



上：ペレットストーブ
下：ペレット（棒は鉛筆）

Column

《バイオマス・ニッポン総合戦略》

農林水産資源、有機性廃棄物などの生物由来の有機性資源であるバイオマスを、エネルギー源や生分解素材、飼肥料等の製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家的な戦略。

《木質資源の有効利用》

製材工場等で出される端材・おが屑等については、すでに製紙用の木材チップ、きのこ栽培用のオガ粉、家畜敷料等とその約9割が利用されている現状にある。

今後、さらに切り捨てにされる小径間伐材や伐採時の枝や先端部分について、木質バイオマスとして有効利用の促進を図る。

3 特用林産物の振興

(1) 栽培きのご類の振興

- 「生しいたけ」は、原木栽培の省力化や菌床栽培のための施設整備を促進し、収益性の高い経営の確立を支援します。
- 「乾しいたけ」は、生産技術の改善、適期収穫や選別の徹底による品質の向上を促進します。
 なお、外国産「生しいたけ」の輸入急増により厳しい経営状況におかれているしいたけ産業については、「福島県しいたけ産地構造改革計画^{*}」に沿って地域の特性を生かした競争力のある産地づくりを目指します。
- 「まいたけ」は、需要が伸びていることから、容易に栽培できる原木栽培を促進します。
- 「なめこ」は、生産コストの低減を図るための栽培技術の改善、新たな種菌（福島N1号^{*}・N2号^{*}）の導入、機械・施設等の整備を支援します。
- 「その他のきのこ類」は、地域の特産物として、新たな品目の栽培や加工等の開発を行い、地産地消を推進します。
- 食の安全と安心の確保に向け、しいたけ等の自主検査体制の整備を図ります。

指 標	現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)	
栽培きのご類生産量	t	5,756	8,023	139
生しいたけ生産量	t	3,355	4,920	147
乾しいたけ生産量	t	133	120	90
なめこ生産量	t	1,813	2,300	127
ひらたけ生産量	t	288	456	158
まいたけ生産量	t	167	227	136

※《しいたけ産地構造改革計画》

国際競争を視野に入れた産地づくりが急務になっていることから、産地自ら「しいたけの生産・流通・消費等」の方向を検討し提出された計画に基づき、県が策定した計画で、生産コストや流通コストの縮減や品質の向上により収益をあげ、国際競争力のあるしいたけ産地の確立を図る。

(平成13年度策定)

※《福島N1号》

生産者の視点から育種した菌種で、収量の安定性が高く温度管理が容易ななめこ品種。

※《福島N2号》

消費者の視点から育種した菌種で、多様な料理法に適する傘が大型で柄が太いなめこ品種。



福島N2号（林業研究センター）



原木しいたけ（霊山町）

(2) 桐、木炭、山菜等の振興

- 桐、うるし、木炭、山菜等は歴史や風土とともに培われた農山村の「ふるさと産品」として、さらには地域の特性を生かした地産地消を推進するための特産品として振興します。
- 桐・うるしは、安定供給を図る生産基盤の整備や新たな用途開発を支援し、「会津桐」、「会津漆」としてのブランド化を推進します。
- 木炭は、すぐれた製炭技術と豊かな広葉樹資源を活用し、生産・流通体制を整備するとともに、木炭の多様な機能を生かした製品開発を支援し、木炭生産を振興します。
- 天然の山菜等は、採取と保護のバランスに配慮した施業を行い、さらに遊休地等を活用した人工栽培を普及するとともに、観光わらび園等の活用と山菜等の生産振興を図ります。

指 標		現 状 (平成12年)	目 標 (平成22年)	比 率 (%)
桐	材 m ³	1,100	1,200	109
うるし(生うるし)	kg	38	80	211
木	炭 t	1,328	1,500	113
山菜(ぜんまい、わらび等)	t	427	971	227



三島桐加工場の桐材の洗抜き(三島町)



製炭(鮫川村)

Column

《木炭の機能》

木炭の機能としては、湿度調節、有害部質吸収・消臭効果、水質改善・ミネラル成分放出、食物の鮮度保持、土壌改良、遠赤外線効果、電磁波の遮蔽、マイナスイオンの発生等がある。

《白炭と黒炭》

白炭：窯の外で消火した炭。ナラなど広葉樹を原料、炭にする温度は300℃、最後に900～1200℃、備長炭が有名。
 黒炭：窯の中で消火した炭。クヌギやナラを原料、炭にする温度は400℃、最後に500℃。